

〈東海大学 精密機械・精密工学同窓会会則〉

第一章 総則

第1条 本会は東海大学精密機械・精密工学同窓会と称し、事務局を東海大学湘南校舎 精密工学科（学科同窓会員の卒業学科）事務室に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を計り、あわせて精密工学科（学科同窓会員の卒業学科）の発展に寄与することを目的とする。

第二章 会員

第3条 本会は次の会員により組織する。

- 1). 正会員
- 2). 学生会員
- 3). 特別会員
- 4). 賛助会員
- 5). 名誉会員

第4条 会員の資格

- 1). 正会員 : 東海大学工学部機械工学科精密機械専攻、精密機械工学科および精密工学科を卒業した者、大学院工学研究科機械工学専攻（同系研究科）を修了した者、並びに代議員会の承認を得た者。
- 2). 学生会員 : 東海大学工学部精密工学科ならびに大学院に在学中の者。
- 3). 特別会員 : 東海大学工学部精密機械工学科・精密工学科に過去及び現在勤務する者。
- 4). 賛助会員 : 本会の趣旨に賛同した個人・団体・法人にて代議員会の承認を得た者。
- 5). 名誉会員 : 本会に対して特に功績のあった者で代議員会により推薦された者。

第三章 役員および役員会 第5条 本会には下記の役員を置く。

- 1). 会長 : 1名
- 2). 副会長 : 若干名
- 3). 事務局長 : 1名
- 4). 幹事 : 若干名
- 5). 代議員 : 各卒業年度毎に若干名
- 6). 会計 : 3名以内
- 7). 監査 : 2名
- 8). 事務局 : 若干名

第6条 役員の任務は下記の通りとする。

- 1). 会長 : 会を代表し、会務を総括する。
- 2). 副会長 : 会長を補佐し、会長に職務遂行上支障があるときはこれに代わる。
- 3). 事務局長 : 会の業務統括・諸連絡・調整を行い、会長とともに実行する。
- 4). 幹事 : 会の日常業務について協議し、実行にあたる。
- 5). 代議員 : 会員を代表し、重要事項を審議決定する。
- 6). 会計 : 会計事務および会計報告を行う。
- 7). 監査 : 本会の運営および会計を監査する。
- 8). 事務局 : 本会の企画・運営事務の補佐を行う。

第7条 役員の選出は下記の通りとする。

- 1). 会長 : 代議員会において正会員の中から選任する。
- 2). 副会長 : 会長が指名し、代議員会の承認を得る。
- 3). 事務局長 : 幹事より会長が指名する。
- 4). 幹事 : 副会長の選出に準ずる。
- 5). 代議員 : 各期生毎に若干名をその同期生中より互選する。欠員等がある場合はその同期生の中から会長が委嘱する。
- 6). 会計 : 会長の選出に準ずる。
- 7). 監査 : 会長の選出に準ずる。
- 8). 事務局 : 副会長の選出に準ずる。

第8条 本会は下記の役員会を置きその任務は次の通りとする。

- 1). 幹事会 : 幹事会は会長・副会長および事務局長を含む幹事より構成され、会長の招集により随時開催または稟議書回付により、本会の事務を審議する。なお会長の判断により、会計・事

務局を含めて、本会の業務を審議する事ができる。

監査役は、必要に応じて幹事会へ出席する事ができる。幹事の過半数の要請のある場合、会長は幹事会を招集しなければならない。

- 2). 代議員会：代議員会は会長および各役員と代議員より構成され、会長の招集によって会の重要事項を審議決定する。代議員会の議決は出席代議員会（委任状を含む）の過半数による。代議員の過半数の要請のある場合、会長は代議員会を招集しなければならない。

第9条 役員の任期は5年とし再任を妨げない。幹事はこれに限らない。

第四章 総会

第10条 総会は代議員会の決議を経て会長が招集する。必要に応じて会長が招集する事ができる。

第11条 総会の決議は、正会員の出席総数（委任状を含む）の過半数をもって決定する。

第五章 事業

第12条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行うことができる。

- 1). 会員相互の親睦および技術交流等を促進するための諸事業
- 2). 名簿、会報等の発行
- 3). 精密機械・精密工学科同窓会賞の授与
- 4). 学科および在学生の活動、行事の助成
- 5). その他本会の目的を達成するために必要な事業

第13条 本会は東海大学の他の機械系同窓会および機械系学科（及び大学院等）と協力して第12条の事業を行うことができる。

第14条 事業報告は総会又は代議員会に於いて行う。

第15条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

第六章 会計

第16条 本会の運営は会費およびその他の収入をもって行う。

第17条 会費は、学生会員時に納付するものとし、会費は3,000円とする。

原則として1年時に納付することとし、学科への編入等による事由がある場合は、その時点にてすみやかに納付する。

その他の収入は、協賛金・寄付・事業利益金等とし、随時に収入とする。

また、卒業後の同窓会員よりの会費納付金は寄付とみなす。

第18条 会計報告および会計監査報告は総会あるいは代議員会で行う。

第19条 本会の会計年度は事業年度と同一期日とする。

第七章 会則の改正 第20条 本会会則の改正は総会に於いて出席者（委任状を含む）の2/3以上の賛成により決議される。

第八章 付則

- 1). 会員の身辺に変更がある場合は本会に報告しなければならない。
- 2). 本会則は1982年（昭和56年）11月15日より施行する。
- 3). 本会則は1987年（昭和61年）6月8日代議員会の議決に基づき一部変更し、運用する。
- 4). 本会則は1995年（平成07年）8月5日総会の議決に基づき改定、施行する。
- 5). 本会則は2011年（平成23年）12月3日総会の議決に基づき改定、施行する。
- 6). 本会則は2017年（平成29年）11月3日総会の議決に基づき改定、施行する。